

津輕信政とその文教

羽賀 与七郎

(一)

藩祖爲信（一五五〇—一六〇七）より三代信義（一六一五—一六五五）の時代までは戦国の遺風もあつて、藩士の間には粗暴な行状も見られた。四代信政は明暦二年二月十才で襲封し、寛文元年（一六六一）十六才のとき五月八日江戸を出発、途中日光東照宮を参拜し、西海岸大間越口を経て六月三日藩主として初めて着城している。大勢の藩士が弘前の西郊石浪村まで出迎え、御目見のとき勝手に輿を囲み、扉を開き信政の成長を喜び、中には酒飯をすゝめるものもあつたと傳へられてゐる。信政はその質朴を悦ぶと同時に礼節の辨えざるを嘆き

哀れなり吾妻の渠に住身とて

人の人たる道し知りねば

と知重を詠み、この時の感懐を述べていることは周知の通りである。当時藩士の大部は勿論のこと一般領民は直情醇朴であるが、またその反面礼節は野卑であつたことを示す一例であろう。信政はこの事実を知り文教を盛んにし領民の教化、藩士の教化に力を致した。これと同時に新田肉発・河川の補修を行つて殖産興業を計り、政治上は法制・臈制の整備、また兵制の充実に努力して弘前藩の基礎を固めた功績は輝いている。後世の人、信政を称して弘前藩中興の藩主と呼び、五代信寿時代に神に崇めて祭つてゐるが、現在の岩木村百沢にある高照神社はそれである。

文禄二年に藩祖爲信は京都釜ヶ原・大坂天満・

越前敦賀に邸を設けている。従つて藩政初期から京都・大坂と往来があり、また江戸とは参勤交代等により激しい往来があり、従つてこれの文化に接していたので建築・彫刻の美を愛し、詩歌風流を嗜み、また学問を研究する藩士は少くはない。宗教による領民の教化は当然著心される。法然上人(一一三三—一一七一)は浄土宗を興いたすが、

その高弟金光上人は奥州赤松に出で、外ヶ浜に至り、こゝで教化にのどめ、要に南に下つて茨城山附近の人々に接し、こゝの教化を終つて藤崎に庵(撰取院の前身)を結び、最後に浪岡の五本松に庵を依つて歿した。時に建保五年(一一一七)三月二十五日六十三才である。この草庵は北中野にある西光寺である。これが東奥靈廟の念佛道場であつて、金光上人の津釜領民に及ぼした教化は大なるものがあつたが記録に乏しく詳述し得ないのが遺憾である。慶長四年八月に爲信は構像を寄進し、供田十三石を寄進しているが、慶長年中領内各地にある寺院を弘前に集めたが当寺も弘前に

来り、現在市内新寺町にある。

貞臣寺の幽基及楨法庵上人は、二代信牧の童名を弱子本姓と名付け、書道・文學の師であり、大光寺攻略のとぎ爲信の導師として活躍している。また三代信義の全れるや幼名を平藏と奉つてゐる。弱子は「ウツク」の意であり、平藏は「皆々國中御入平藏」の意味であるといふ。上人は貞臣寺を隠居して菅原寺の幽基になつた。本行寺の幽基日健上人は東武深草宝塔寺の住僧であつたが、書道に秀れ、博學にして兵學、武芸の達人であつたので、爲信はその器を愛し、招いて世子信達や藩士の師としてゐる。慶長五年、爲信が阿ヶ原の戦に出陣の留守中、堀越城において尾崎兵部・尾崎三郎右衛門・多田玄藩三人の重臣が乱を起すや日健上人が鎮壓に大きな役割をした。

信宿寺はそれぞれ地方の大名と深き關係を結んで自ら地方文化の中心となり、同時に檀家制度の基が築かれたが、右に述べた炭焼上人や日健上人は文學、兵學に精しく、藩主や藩士の師となり、恐らく寺境にあつては信仰上ののみならず學問的に

も町人・百姓にも影響を与えたものと想像するに
難くない。

鎌倉時代より室町時代に及んで僧侶の手によつて
教育は民主化された。従つて寺子屋の起源も室
町時代にあるといわれている。

『日本教育史資料』(私塾寺子屋表 青森県)
によれば最も古い寺子屋は津軽において天正年間
修驗弘田養徳によつて開かれ、この調査時は寛文
元年と記されている。これは修驗が附近の住民を
教化した一例と思われる。慶長十七年に創建され
た大行院(正保元年修驗の繪司となる)、文龜三
年周基の賣法院、慶安三年に再興した福王寺昆沙
門宮等多くの修驗が領内各地に散在している。
のちに津軽家に幕府より預けられた入札の影響
も無視出来ないであろう。

二代信牧時代(一六〇七—一六三一)

栗原泰善

寛文七年九月預

花山院忠良

慶長十四年松前に、全十九
年津越に預

寛永十三年八月来京

佐々加賀(道運)

慶長十六年預
元和元年病死

米津勘十郎

慶長十七年預
元和二年病死

大久保主膳正

寛永三年預
元和五年病死

加藤左三郎

元和元年預
同三年病死

慶好院(金勝院)

寛永三年預
同十五年病死

東深和尚

寛永六年病死
同九年病死

三代信義時代(一六三一—一六五五)

柳川豊前守

寛永十二年三月預
寛享元年十月一日病死

興津河内直正

寛永九年十月預
全十一年加腹

相良清兵衛

寛永十七年九月預
明暦元年七月十二日病死

佐々間喜右衛門

正保二年預
慶安二年病死

四代信政時代(一六五六一—一七一〇)

松原和尚

明暦三年八月預
寛文元年正月五日病死

犬堂九郎右衛門

預の年月不明
寛文三年四月病死

森七兵衛

右同

乙益勘右衛門

右同

遠山主水

寛文四年八月預
全五年九月病死、弘前に來す

堀川左門

寛文六年御預
使宝九年正月病死、津越と改姓

右表は津軽流刑人の代名である。栗原加賀守盛清
は美濃の代官であつたが、金計上の不始末のため
元和七年九月に切腹を命ぜられ、その子清助は病

死、清助の二男兼益が津軽に流され、十月弘前着時に十七才であった。市内各寺に、また三世寺村に居住し、最後に在府町の娘賀毛内十兵衛宅に住み、延宝八年には娘四人は藩士に嫁し、十五才の男子と十三才の娘があり、信政にも御目見し、扶持米等も賜っていた。花山院忠良は左大臣従一位藤原定源の二男であるが、宮中の騒聞事件に連座して津軽に流された。文孝に優礼、黒石、高屋村・弘前に住んでいた。佐々加賀は京極家の家臣、米津勘十郎は慶長年中江戸の侯客の一方の首領大島逸平一味であったが慶長十七年に大島が斬罪の刑に処せられ、米津は流刑されたのである。大久保主膳正は大久保相模守忠隣の子であり、忠隣舊居のためであった。尚三男右京亮は南部信濃守利直に預けられている。

寛永三年慶好院や天海僧上に相談の上、津軽真言五山の制を布いた。最勝院・百沢寺・国上寺・橋雲寺・久渡寺は津軽真言五山である。東源は幕府の許可を得ずして紫衣を着用して罪せられた所謂紫衣事件に連座しての流刑である。柳川豊前は

宗村馬守の家老であるが、国書の改竄の罪により津軽に流された。最初城内に住み、寛永十八年には湯口村に移り、正保三年より弘前に住居した。信政より扶持米を頂き、信政は彼を訪ね、時に城中に招かれ、全く賓客の如く遇せられた。素庵と号し、文武の道に優れていた。その墓は長勝寺にある。興津河内直正は駿河大納言忠良の家臣である。相良清兵衛は九州人吉の城主相良宮内少輔の家老であるが、最初高屋村にいたが、のち弘前市相良町に住み（奥税事務所の場所）、相良町の名は、そのために起ったといわれている。清兵衛は家中の子弟に文筆を教えたと傳えられている。梶川左門は養父三左衛門が禁制の博奕を行い、かの養子左門を史子と書上げたため遠島となり、そのための津軽流刑である。松頼は曹洞宗諸流の紛争の結果である。

津軽流刑人の中、その詳細不分明の人物もあるが、米津のごとき無頼の徒は別として、これらの人々は教養人と見られ、士民に対して多少の文化的影響があったと想像することは許されるのである。

う。

慶長十九年六月に、幕府のキリヌト禁禁止によつて、七十一名の京坂地方の信者が津輕に逮捕された。津輕において集團農耕に従事しをせ、その真面目な生活態度はこれまた領内士民を刺戟したと思われる。

慶長十五年、弘前城の構築を開始し、翌十六年には一應築城もなり、堀越城よりこれに移り、領内の政治も改善され、人心も落付き、いよ／＼城下町も整つた。三代信義時代、三代將軍家光時代（一六二二—一六五〇）の後半と四代將軍家綱時代（一六五一—一六八〇）の前半に當る。

信義（一六一五—一六五五）は寛永八年四月襲封、全十年十月年十五才で初めて入國、翌十一年七月將軍家光上洛の供奉を命ぜられ、全十二年九月歸國している。この向重臣の向に確執があり、全十三年正月幕府兩堂を危殆し、弘前藩は危機を免れた。この事件は弘前藩最終の事件で、これ以後幕府の裁定を仰ぐような事件は発生しておらない。信義については後世免角の評があるが、寛永十一年

九月に藩士の守るべき日常の心得に關して五ヶ条の諭告を示している。公儀よりの定法を守ること。文武兩道を嗜むこと。朋友に對し信をもつて支わり、頑・奉行に對して礼節を守ること。曠に注意し、積素を守ること。役職の筋目を守り精勵すること。以上五ヶ条を抽象的に訓告しているのがその内容である。

將軍家光時代いよ／＼幕府政治も安定し、幕府の威令も各藩に徹底し、所謂幕藩体制が固まるのであるが、津輕においても三代信義時代に領内も安定し、四代信政時代に至り、文運の興隆を見るにいたる。

黒石藩祖津輕十郎左衛門信英（一六二〇—一六六二）は二代信牧の二男であり、明暦二年二月信政が十一才で四代藩主となるや、後見人となり、専心幼君信政を教育して名君をらしめた。兵学を山鹿素行に学び、また儒学に深く寛文二年九月弘前城に没するや儒道をもつて葬禮とした。この事實は儒学の研究熱も藩士の向に醸成されていた一つの例証と思われる。

註(一)『奥國土物誌』上巻(青森県叢書)頁三二

菊池元衛『津輕信政公事績』頁二九七

外崎寛弘前藩士『津輕信政公』頁九

蝦名庸一『津輕信政時代における法令の整備』(『弘前大学国史研究』二二二号)

宮川徳一郎『弘前寺院縁起志』頁三〇一—

『わがふるさと』浪岡町①②(『陸奥新報』載)

(三)元禄十四年『浄土宗諸寺院縁起』

御田日記享保五年五月七日の条

(四)『封内事実苑』

四代藩主信政『明治一統誌寺院縁起録』

(五)辻善之助『日本文化と佛教』頁二五七

(六)元禄十五年『堂社縁起修験道由緒』

(七)『年代記附録』・木村捨三『津輕に流され

た人々』(『陸奥史談』第九輯)

(八)『津輕家文書』(文部省史料館蔵)

藤田貞元『御家系』によれば三代藩主信義

の子にして幼名大助、旗本榎川三右衛門に養子。赦免後弘前藩士となり知行八百石、

元禄八年四月卒、年四十四

(九)『徳川実記』明暦三年七月の条

半)『永禄日記』・『封内事実苑』・前掲木村捨三『津輕に流された人々』

(三)前掲蝦名庸一『津輕信政時代における法令の整備』に收められている。こゝでは省略

全)佐藤耕次郎『黒石地方誌』頁五七—七七

『津輕藩旧記傳類』(みちのく双書)頁二

(二)

四代藩主信政(一六四六—一七一〇)は寛文元

年六月年十六にして藩主として初めて入国した。

着城は六月三日であり、この日より弘前藩の日記

が始まる。翌二年三月十四日参勤のため弘前を発

足して、その留守中、全年九月廿二日叔父信英が

弘前城中で病死したことは既に述べたが、これ以

來信政は直接政治を掌ることとなった。

第一節で述べたように叔父であり、また後見人であった津輕信英の勧めによって、寛文元年正月

十五才のとき、山鹿素行（一六二二—一六八五）に入門し、古学・軍学を砥修し、素行が寛文五年『聖教要録』を著作して自ら信ずる以外の学説を悉く否定し、殊に当時官学であつた朱子学をも罵倒したため、幕府の忌憚に觸れ、寛文六年十月播州赤穂に流謫されて、延宝三年六月赦免されるまでの十ヶ年尙を除いて、貞享二年九月廿六日歿するまで痴事した。素行の病臥するや日々枕頭に侍つて看護した。信政の安政朝（一六四八—一七〇五）も素行の門人であり、またその子信壽（一六六一—一七四六）・資徳（一六七二—一七〇八）も入門している。

信政はまた寛文十一年二十六才のとき神道家吉川惟足（一六一六—一六九四）の門人となつた。惟足は吉川神道の創始者であり、徳川頼宣・保科正之・前田綱紀・稲葉正則・堀田正俊・津軽信政等門人多く、寛文七年七月はじめて将軍家綱に召見され、貞享二年幕府の神道方となつた。

信政は惟足の教を受け、刻苦四十年、その講義筆記は積つて五十余巻に上り、師に倣つて自ら古

典を講読し、その覚書を師に示して、批正を乞ふことも屢々であつたが、斯道の奥義は惟足よりは得られず、死後その子源十郎従長より蓋奥、所謂三事重位、別伝および道統の伝位を受けている。その年月は

元禄六年十二月 一事重位
 全 二年三月 二事重位
 宝永元年二月 三事重位

であつて、惟足は元禄七年十一月卒しているため、二事以上は従長より受けている。惟足の信政に与へた道統圖によれば

保科正之
 一 從長（源十郎）—— 信政

であり、信政はその子信壽・資徳をはじめ藩士にも學びしめている。

信政は宝永七年十月十八日弘前城において病死し、遺命により岩木山麓にある百次に、全年十二月五日道統の法式をもつて葬礼した。導師は北川新次郎（？—一七五五）であつた。彼はもと浪人

であるが、惟足の内弟子となり、元禄十二年丙九月十人扶持、正徳二年八月新知二〇〇石を下され、五代藩主信寿の長子信興（一六九五—七三〇）の守役を命ぜられた。五代信寿時代正徳元年五月墓地に廟所を建立し、翌二年七月廿一日遷宮し、藩主も参詣した。この靈廟を高照靈社と称したが、明治十年六月藩祖爲信を合祀した。これが現在の高照神社であつて近年寧嬰文化財に指定されている。『高照靈社縁起』によれば合津土津神社の造りであるといふ。

註三 『配所残筆』へ『山鹿素行全集』第十三巻所收一頁五八四。『山鹿誌』へ全上第十卷所收一頁五七五—五七六・森林助『山鹿素行と津輕信政』頁七一九

(三) 『家譜年譜』(右同第十五巻)頁七二・福井久蔵『諸大名の學術と文芸の研究』頁二六一—二六二・堀勇雄『山鹿素行』頁七八

(三) 前掲書『山鹿素行』頁二〇六—二〇三。
 弘前藩御国日記寛文六年十月廿三日の条
 (四) 森林助『山鹿素行と津輕信政』頁三—三三

前掲江戸日記貞享二年九月廿五日の条

一同(辰)中刻、松浦肥前守様・山鹿甚五左衛門様、夫より津染院江御参詣。未刻御帰祓遊。御供鎌田空太夫・山口勝右衛門某外如例。

一申刻、山鹿甚五左衛門様へ御出。酉刻、御帰祓遊。御供今朝のことし。

全九月廿六日

一卯中刻、山鹿甚五左衛門様江御出被遊。午之刻御帰。御供鎌田空太夫其外如例。

一甚五左衛門様、今朝六半ニ御死去祓或候之由申来候付、馬御見舞、若殿様(信寿)御同道被遊、五半御出。四ツ過御帰。御供衆唐牛長右衛門其外如例。

とあつて、慌しい信政の行動が記されている。

(五) 前掲『山鹿素行と津輕信政』頁一九—三一

(六) 小館衷三『津輕信政と吉川神道』(『弘前大学国史研究』第三号)・前掲『諸大名の學術と文芸の研究』頁八—・前掲『城前

中津輕信政公ト頁二六

(七)千葉榮ト吉川神道の研究トによる

(八)『徳川実記』寛文七年七月廿八日の条

(九)栗田元次ト江戸時代ト上頁九三三

(十)前掲『諸大名の享術と文芸の研究』頁八二

一八八

(主)宝永七年十二月の高嶽神社の祭文・前掲江

戸日記宝永七年十一月六日の条

(主)『津輕藩旧記伝類』(双方のく双書)頁四

五五―四五六

(主)同神社の神宝であり、吉川源十郎従長七五

才の直筆であり、享保十三年五月の日附で

ある。

(三)

信政は文武の諸差を修めたが、すでに述べた通り兵学は山鹿素行を師とし、神道は吉川惟足・全源十郎父子を師として何れもその奥義を極めた。武芸・文学も一応修学された。馬術は神当流を毛判民部少輔、陰流は土屋思兵衛より学び、皆伝を

得たのみならず、さらに新流を工夫して藩士に伝えた。これを御流儀という。剣術は、梶派一刀流を最初に学んだが、後に、小野次郎右衛門忠於(一六四三―一七一三)に学んだ。忠於は小野派一刀流の三世であり、彼によつて小野派の型が大成されている。五代信寿も忠於に学び、免許皆伝をうけ、さらに小野家一子相伝門外不出の秘奥である割目録を授けられた。これは忠於の子忠一の加判である。忠一は一刀流をその子忠久に伝えずに信寿に伝えたのである。信寿は忠久に改めて極意を与えたが早世せるため、小野家に極意相伝の断絶を恐れ、信寿は忠久の子忠方に与え、その派を舖がしめた。忠方は小野派一刀流の五世である。この派は弘前藩において御流儀と称し、代々の藩主これを学び、現在もこの派の型が原型のまま、伝えられている。茶道は松浦肥前守より五ヶ条の奥秘を学び、さらに副伝辰才で極めたという。初め片桐石州につき茶儀を修め、後に野元道玄(一六五五―一七一四)を招いて古儀茶道を研修した。古儀茶道とは千利休以前の茶風にして近世の流儀

とその趣を異にしている。かゝる茶道研究の態度は一つの型を生じ、弘前藩では御家流と称し代々伝えられた。札幌格式も小笠原流・伊勢流等を研究し、後には横山嘉右衛門を招き、諸士に学ばしめるとともに、その意見をも入れ、所謂御家流なるものを制定した。また弓術は本間民部五衛門を師として日本唯一神祕の秘意を得た。これも御家流として代々伝えられている。以上の外柔術・砲術・器曲等を学んだ。

信政は政務の余暇の暇に学ばれていたのであるが、晩年における蔵書は

神書	一部	一三七冊
歌書	五八部	三六二冊
和書	四〇部	二五九冊
儒書史書詩文集	七一部	七四一冊
兵書	六部	一四一冊
醫書	五部	八冊
記録物類	六三部	四五八冊
字書	四二部	二三四冊
記録書	五八部	—

医書	二四部	一〇二冊
仏書	八部	二八冊
雑書	一部	一〇八冊
計	三九七部	五六八冊以上

であり、当時としては蔵書冊数が少ない方でなく、これらの書籍は高懸神社に納められたものの如く、現在同神社の宝物庫に多数の知書がある。

信政は蔵書明君として、元禄年中諸大名のうち、と人後の人であるといふ承されてはいるが、文武の修業は難く御學して人物の凡庸ならざることが想像される。

註(一) 信政公御蔵書目録と享保二年

前掲書 津輕信政公事績全 頁三七三―三七四

(二) 笹森順造 青森県古来武蔵源流會誌 第一号

山田次朗吉 日本劍道史 頁一八八―一九七

寛政重修諸家譜 第五輯 頁九二―九三。

『奥國土物誌』(青森県双書) 二七五―二七六

(三) 前掲 弘前城主津輕信政公 頁二三五―二四二

道玄は著書多く、とくに著名なものは元禄

十六年『香銅養法記』でありて、宝永元年領内に頒布している。京都において上木せるものである。彼の墓碑は弘前市本行寺にある。野本道元と諸書にあるが、筆者は藩日記の書名によった。

(四) 右同頁六五―六六

(五) 右同頁六八

(六) 前掲『津軽信政公事績全』頁二七三

(七) 右同頁二七と二七八

(八) 前掲『信政公御意聞伝集』

角田簡『近世人鏡録』

(四)

信政の寛文六年六月の入部の際における藩士の淳朴粗野な態度は、当時士民の極めて素朴であり礼節の至りたることを示す一例であろうと思われ。彼の教養とぞの熾烈なる経世的抱負は野身なる風俗を淳化向上させるため、文教を興し士民を教化して、他面殖産興業を計り、もつて富国安民の津軽領たらしめることであつたに相違ない。事

実、その治世五四年間の業績は、新田の肉拓・若木川改修事業、藩内産業の促進、特に林政事業は後世尚考すべきものがある。しばしば布告・法度御家訓を布達して職制・官制を整え、士民の守るべき道を示して節目を正している。また兵制を整えたことは勿論であるが、信政時代に至つてはじめて諸法令が整備され、諸制度が確立されたといつて過言でない。この時代に特筆すべきことは、津軽文化興隆の礎石を築くため、文武諸芸の錬達者を多量招聘したることである。

『貞享規範録』上に

太守(信政)内外の諸士を御用ひ有る事、全く以て其形容にか、はる事なし。只心底淳良にして実貞なるを御取立ありし

とあり、『津軽信政公事績全』によれば儒者・神道・和学・書学・兵学・剣術・槍術・居合・諸礼・検地者・医者・絵師・船師・紙漉師・指物師・能役者・板行者等文武諸芸の殆ど各方面の錬達者が江戸・京都方面より招聘されている。遇するに高給であつたため藩内に動搖があつた。同書(頁

七二)には

公御仕置、段々御改被遊候に付、上方侍等多く御用ひ、御譜代衆時めまけるように成行候節、御意に、国の者共予が上方者を信用する杯思ふは誤りなり。能く心を入れて見るべし。予が先祖爲信公は、國を御起し被遊、創業の御功業感するに餘りあり。然れ共、物は加ては磨き、打ては砥ぎ、始終を盡さざれば其功をなさぬ者也。況んや天下國家の事に於てをや。先祖の草分をなされ置る上を補ひ調ふべき事は兎角道具はなくてはならぬ故、江戸・上方より多くものを集めたるなり。尠ら亦悪しく心得る事なかれと被仰しと也。

とあり、人物移入の本意を示している。『信政公御意傳伝集』には

一御靈社御代(信政時代)より御家中風俗相改り、行儀・作法も調ひ、人に目鼻もあらたに附候様に成申候と古人申候へき。此外一事一様の事にても夫々芸有者は、被召出、御家中の爲に被遊被下候儀、誠に難有思召、前代未

聞之御事也。諸流弓の射手、鉄砲打之者、劍術者・槍遣之もの、其流々幾人といふ事なく被召置、大勢なれば逸々書記不申。長見者・茶之湯之事知りたる者まで被召置候。刺へ細工之上手造被召挖、御園に被差置、具足師一通、弓師・矢師・砥屋・鉄砲張・刀鍛冶・槍師・蒔絵師・作塗り・金具師・鋳物師・紙すき其外諸々の小細工人造、或は家の者勝たる^(國のもの)上手共被召置、今下々に至迄事欠候事毛頭無之候。誠御一空之御事也。殊更、萬民安堵仕候儀は、御仕置によりて火難或は盜賊其外酒狂いだつら者なく、何れも平生安堵仕るなり。御領分中ニから山には松柏其外諸木を御植被遊、四方はら丈山丈林と成り、下々の助となる。刺へ魚鳥造御園に無き物ハ、他國より御取寄せ遊され、其種を立させられ、草木も如斯。然共、土地に立かたき物之不生儀無本意事也。うなき白魚杯は、其後生し有之由也。海江山々に朝鮮人參の種も多く生し候。田畑の新田等も此御代に過分出未いたし、御領中

所々に奉行役人を被仰付、萬民安らかに安堵仕候事、誠に難有御治世也。

とあつてその治世を詠歌している。これは誇張にありずして事実であつて、弘前藩において重大事項は必ず高懸神社の神靈に報告し、その祭司役は二〇〇石者頭級の人物であつて、しかも尊屬であることからも推量される。

戦国時代の混乱より、豊臣氏全国を平定し、大阪陣によつて徳川氏が名実ともに全国を治定して幕府の基礎も漸く固くなるとともに、社会に秩序が生れ、戦乱に倦んだ人々の平和を欲する傾向によつて、学向が歓迎されるようになり、また幕府の文治政策によつて文芸が復興して、所謂元禄文化が誕生した。各藩の政策も幕府のそれと同調し、殖産興業によつて豊饒的となり、各方面の鍊達者が諸藩に招聘され、地方文化の促進に大きな役割を果している。信政時代における各分野にわたる人物の移入と登庸は弘前藩特有の現象とは見られないが、信政の如き名君によつて興施され、その目的を達して、前代より飛躍的に充實した弘

前藩が形成され、以来微動さへなく幕末に及んだことに意味がある。

信政時代招聘され、または着士となつた人物を掲げよう。

儒者

小見山玄益・小泉由己・砂山惣左衛門

桐山正哲

神道

北川新次郎（武左衛門・金右衛門と改む）

河原田新右衛門・全新次郎

諸社

横山嘉右衛門

書写

松浦治左衛門・大橋孫左衛門・小澤久左衛門

松田傳右衛門

測量学

金沢勘右衛門・清水貞徳（清水流始祖）

校地

財津久右衛門・田口十兵衛・会田伊兵衛

比呂門伴右衛門

医者

樋口道興・中丸昌益・渡辺益庵・上原春良

井上玄庵・境 寺元(改境)・和田玄良

荒川隆意・河村玄統・古郡玄宣・佐々木康寿

小山内三益・八郎兵衛(齒匠)・豊田検校

十河能登・湯浅律育・洪江道隆

茶道

高杉久伯・野元道玄

絵師

真木常雲(鷲川と改姓)・今村朴元(学理)

泰新右衛門(義雲と改姓)・新井寒竹・片山弥兵衛

能

日吉権太夫・高安治右衛門・春藤伊右衛門

西村十左衛門・藤田伊右衛門

狂言

林兵九郎・近藤源右衛門

小鼓

幸清九郎(佐藤と改姓)

大鼓

杉野市郎兵衛・奥田狂左衛門

笛

西岡三四郎・砂川傳八

板行の者

渡辺久左衛門・村上七兵衛・長谷川長兵衛

紙漉

今泉傳兵衛・新井吉兵衛・熊石吉兵衛

金具師

正阿弥儀右衛門

鋳物師

釜屋嘉兵衛・渡辺近江

蒔絵師

山野井四郎右衛門

塗師

大野山六郎左衛門・金兵衛

養蚕・織物

高森太郎兵衛・欲賀庄三郎・富江次郎右衛門

この外養蚕織物工三十三名余

兵学

山鹿八郎左衛門・松田五郎左衛門・磯谷十助

全新八・賣田孫太夫・牧野伴右衛門

川越清左衛門・遠藤伊兵衛（掃流）

小畑孫八（小畑流）

弓術

本門民部左衛門（木村典膳）と改む・加藤八左衛門

鈴木定右衛門

馬術

長崎主膳

劍術

山田仁右衛門・当田半兵衛（慶安の表における
當田甚五平の妻と
わるとい）

槍術

高田平右衛門・宮下典膳

砦術

朝比奈所左衛門

居合

常居善兵衛

忍術

中川小牟人

造槍

美濃屋守右衛門

鷹匠

北原傳六

大工

坂上專右衛門

具足師

明珍金兵衛

弓師

村田嘉右衛門

矢師

杉山彦兵衛

刀鍛冶

末岡吉・国広勘七

槍師

古兵衛

研師

竹屋八郎兵衛・甚六・佐介

石工

明星長石衛門

木地境

佐藤角左衛門

鏡祝

折登清兵衛

互師

大坂久三郎

瀬戸物

平清水三右衛門

桶屋

宮本兵部

屋根葺

嘉兵衛・喜左衛門・八左衛門

切付師

甚兵衛

車牛達

善兵衛

植木屋

福井權右衛門・長三郎

(外略)

儒者の桐山正哲永孚は、『解体新書』の記者の一人である桐山正哲永世(しんせ)の初代であつて永世は四代目である。永孚は元禄十四年八月一日江戸上屋

敷において信政に御目見し、今年七月廿八日五代藩主信孝の長子、当時八才の信興へ一六九五―一七三〇)の読書初の日には指南役を勤めている。測量等の金沢勘右衛門、清水貞徳の兩人は日本測量史上重要な位置を占めている。兩人は天和二年に召抱えられていたが、貞享三、四年に兩人は領内の絵図を製図した。貞享四年凶作、翌年の元禄元年には下級藩士の離藩するものが続出、清水もこの中に含まれている。清水は西洋測量術清水流の始祖であることは注目される。金沢は清水の師であり、信政に愛せられ、元禄四年閏八月九日に弘前藩士として江戸において病死した。^(上)

天和元年六月將軍綱吉の越後高田藩の騷動親裁あり、藩主光長は家康の曾孫であつたが、所領二十五万石は没收となつて幕府の管理するところとなつた。今二年三月十九日信政は越後国高田領刈羽・三島両郡の検地を命ぜられて検地団の編成に総力を奉仕、今年三月に財津は検地巧者として招聘され、田中・会田・比苗間等がこれと前後して召抱えられた。翌三年閏五月に検地の惣目録を幕府

に提出した。財津は天和三年八月に二百石となり元禄八年の大凶依復興に主役を演じたが、全十二年五月弘前で病死した。彼は農事に精しく農具の改良にも貢獻するところ大であつたと伝へられてゐる。高田検地終了後尙もなく貞享元年より三年にわたつて領内大検地が行われたが、高田検地の技術陣が活用されたことは勿論である。新檢と称し幕末にいたるまで徴税の基となり、現在総目録（水帳）が弘前市立図書館に蔵せられてゐる。

信政時代に藩医の大量充足も行われ、これらの人々の中には文芸に優れた人もゐる。十河能登・湯浅律斎はともに和孝に達し、渋江道陸は森嶋外の歴史小説「渋江拙斎」の初代であり、幕医今大路道三の弟子にして、元禄十七年（宝永元年）三月十八日金三枚十人扶持で召抱えられ、今年六月近習医となり、全四年正月には二百石、正徳二年七月三石石、享保十四年九月隠居、全十七年三月病死してゐる。拙斎は六代目渋江道統である。今大路の室は三代藩主信義の女で、従つて彼は信政の叔父に當る。弘前藩においては藩医の子孫が彼

に入門する場合が多い。和田玄良は信政の命により、巡田丹波守より一粒金丹の製法伝授を許された。この妙薬は津軽家又伝であり特別に限られた医師の双伝授されてゐる神薬である。

野元道玄は元禄十六年「番飼養法記」（京都において上木）を著し、宝永元年二月千部余を領内希望のものに一部青銅幣で頒布した。道玄は元禄六年一五〇石で召抱えられ、全十二年十月三日織物師惣賀庄三郎・窪江次郎右衛門が弘前着、全十三年四月に織座の敷地が定まり、七月十六日に該賀より辻本勘兵衛・中村左兵衛外男女十三人の織物工が弘前に着、早坂末寺町で糸取を始めたが、町方の見物人で惱まされて入口に張紙した。十一月初旬より織始め、全十四年三月一日岩木川富士見橋近くの紺屋町に織座の本格的作事が始つた。養蚕は寛文年中すでに行われていたが、糸取・織織まで本格的事業としたのが今回は始めてである。元禄十五年には今後きんこ繭に限ることにし極力上質糸の生産をすゝめ、蚕・桑の業を奨励し、一切の蚕繭とその製品を織座で統制した。「番飼養

法記にはかゝる背景のもとで著されたものであつて、織座に對することはすべて野元道玄の指圖であつた。野元は古義茶道に通ずるの忍ならず養蚕・機織・製紙の技術に長じ、風流を解し、また造庭の名人であつて新寺町の本行寺・真昌寺、茂森町の隣松寺の庭は彼の造庭であると伝えられてゐる。領内各所に桑・楮等を多く植えたが、野元が造庭によるもので、今日小沢村に野元という小字があるが、この場所は茶・楮を植えた場所とも伝えられてゐる。正徳四年十月十一日病死年六十、本行寺にその墓碑がある。織座にはその後多数京都方面よりの職人が来て、しかもその中に夫婦子供と一家族のものもある。これらの人々の京都風は弘前の住民に影響を与えたと思われる。弘前に上方風の名残があるといわれるが、織座の存在もその原因の一つに教を挙げられないだらうか。

神道の北川天崎は歌道に優れ、第一節の大童丸郎右衛門は相良清兵衛の從者であつて、三甫と号し、清兵衛の歿後、歌道と守習の師匠として延宝元年歿してゐる。ものとも三甫は連歌であるよう

である。兵学関係の山鹿八郎左衛門等は弘前藩の兵学の資格をなし、山鹿流以外の兵学は信政以来存在しない。これらの人々については詳しく研究されてゐるので、本稿では筆を触れない。

各分野の練達者の招聘表は粗雑であり、この表中の各人について論ずることは紙面も許さずまた能力も筆者にない。この外譜代の人である練達者も召出されてゐる事実は忘れてはならない。このような人物は本表では省いてゐる。当時諸種の工芸は未開であり、日用の諸品にも欠く時代であつた。そのため工芸人を招聘し民生の充実を計つた。職業は家職的傾向が濃厚であつたが、優秀な子弟は津軽において学修させる許りでなく、江戸・上方にも遊学させ、より高い知識・技術を研修させてゐる。この傾向は幕末に及び、人物の養成に常に歴代の藩当局は注意を注いでゐる。

弓師嘉右衛門の伴勘太郎を家職のため江戸に遊学させ、石切頭明星長右衛門は寛文十二年に召抱えられ、鶴子長四郎を元禄十年から十五年まで江戸・京都、大阪方面に稽古登りをさせてゐる例等

は珍らしいことでない。

切米三十俵二人扶持の塗師頭池田源兵衛は貞享二年五月参勤御供登りし、著名の蒔絵師青海太郎左衛門に入門した。翌三年二月江戸で客死した。当時伴源太郎は十二才であつたが家職を継ぐ母の願によつて切米十五俵二人扶持となつたが、死に臨んで父の師に対する願は伴源太郎が十五才に達した際、家伝舊古の引受であつた。青海は父源兵衛の遺言によつて伴源太郎の舊古登りをすゝめたが、実現しなかつたが、源太郎は元禄五年十八才のとき弘前で蒔絵師山野井四郎右衛門の弟子になり、今八年切米三拾俵となつた同年大凶のため藩籍を除けられ、細工の注文は全くなく一家困窮を極めた。青海は池田一家の悲惨を知り、万難を排して江戸登りし、自分方に舊古するよう奨めのため、元禄十年二月参勤御供登りの藉用夫として江戸登りし青海方に入門した。除籍の藩士、職人の他国入りは厳禁であることを知り、今十一年十二月青海と源太郎の兩人より改めて藩当局に願上り、許可を得て源太郎は青海方に留まり、修業す

ることになつた。当局は青海の厚い情義に感激し、源太郎には修行中金三両貳人を与えて彼を弘前藩の苗字生として依頼し、宝永元年帰弘した。この源太郎は元禄十年二十三才で青海方に入門し、三十才で帰弘し約八ヶ年の江戸修業であり、青海方で源兵衛と改名し、宝永三年以後青海と改姓し、青海源兵衛と名乗る。源兵衛は技術優秀のためか、元禄十六年正月塗師池田次郎左衛門は青海弟子池田源兵衛と同居し細工修業を願出、許された。

註(一)第一節参照

(二)前掲『配所残篋』

竹内運平『青森県通史』頁一四六一一五〇

(三)工藤行一『封内寺栗苑』

(四)前掲『青森県通史』頁一四六一一六六

(五)農林省『日本林制史資料』弘前藩』

(六)假名庸一『津軽信政時代における法令の整備』(既出)

(七)同書に掲げられている人物の中には誤謬があり、信政時代に招聘されない人物が掲げられている。注意を要す。

○信政の失政の一つは元禄八年の凶荒対策で

ある。(『弘前城守津軽信政』頁三七—

三三一)

○辻善之助『日本文化史』(頁九五—一〇〇)

○藩日記・『奥富士物語』・『信政公御意

聞伝集』等を参考として複製せり

○拙稿『弘前藩医桐山正哲』(『日本史』

第九七号)参照

○『測量家金沢勘右衛門』(『日本史』

第一一八号全一ニ〇号)にその詳細を譲る

○『財津久右衛門について』(『厂史』第
八輯)

○『小山内健三郎』東日流文林小伝』(『北日

本』第一巻第一号)

○『江戸家中明細書』五による

○『奥富士物語』(既出)頁三一—八一—三一九

○『御園日記』宝永元年二月十五日の条

○『元禄十二年七月三日の条

○『四月七日の条

○『七月十七日の条

○『七月二十三日条

○『十一月七日の条

○『封内事夷苑』元禄十四年参照

○『御園日記』元禄十五年正月二十八日の条

○『十四年二月十五日の条

○『小島繁壽』野本道玄』(『むつ』第二号)

○『津軽書画家伝』頁三〇—三一

○『弘前城守津軽信政公』頁一三五—一四二

○『津軽藩旧記伝類』(頁二〇六—二〇八)

○『小野慎吉』津軽俳諧小史』(『陸奥史談』
第十六輯)

○『蘇林助』山鹿素行と津軽信政』

○『御園日記』元禄十三年三月七日の条

○『十五年六月晦日の条

○『貞享三年十月廿九日・元禄十二年

○『正月の条

○『宝永元年十一月廿六日の条

○『右同

○『宝永三年 扶持家貳調』(八木橋武東蔵)

には、池田源兵衛と掲げられている。

「松野コレクション紙上博物展」塗物繪へ
『東奥日報』夕刊昭和五年二月十一日
四月二十四日に池田源兵衛とその作品写
真が掲げられている。

『御国日記元禄十六年正月廿二日の条

(五)

信政は寛文元年十六才の時初めて入部、このとき儒者小見山元益が扈從來弘、評定所において月六回講席を聞いた。寛文元年六月廿一日の十一ヶ條からなる法度の第二條に

一 百石之嫡子、二百石以上の子弟、十一歳より
弓馬・諸礼・読書之習熟、十六歳より以上は
学問義理之講習、武芸稽古、閑遊不仕様、父
兄可致教戒事

とあつて、文・武を奨励した。江戸時代、学問といへば儒学であるが、本筋では儒学・兵学について述べる。藩日記に現れる、城中講席の最初の記

事は寛文六年正月八日の条で

一 小見山元益、小学ノ御講席始何も上下ニ而可
ト出世ト仰出。

とあり、日記方による『年代記』に現れる、最初の記事は全五年七月廿八日であつて

於中書院、論語講談有之

と掲げられている。御国日記延宝四年六月四日の条に

一 於寄合所、小見山元益、大学就講習之、十徳
着之

とあつて、この年二・七の日には論語が講せられた。

兵書ノ城中講席に宛する記事の最初に現れるのは、延宝六年十一月十日の条であつて

一 於表御座向、式日兵書講習有之。

とある。延宝八年九月、信致江看城、十月廿日の条に

一 松田五郎左衛門、采月より四・九講談、四ノ
日全書、九ノ日雄鑑、江戸にての読緒可仕由

被仰付之。

とあるが、都合によつて十一月九日松田は武教全書を講じている。武教全書、兵法雄鑑は山鹿流兵書であることはいうまでもない。

天和二年五月廿一日信政は参勤を終つて着城、六月廿九日小橋孫八、七月七日磯谷新八が兵書を講じている。十月に至つて兵書の講日、講師をのさのように定めた。

兵法雄鑑一・七・十三・十九・廿五の日

磯谷新八

武教全書四・十・十六・廿二・廿八の日

松田五郎左衛門

城中講筈の出席者は上級藩士であり、一般藩士は師家の私塾で学んでいる。

将留綱吉は儒学に熱心であり、自ら儒書を講じている。元禄三年に忍ヶ岡の孔子廟を神田湯島に移し、四年には壮大な孔子廟が完成した。三年十二月には信政は聖堂に手水鉢を寄進した。信政は七年二月十五日、江戸城において綱吉の講叙を拜

聴した。今年四月五月参勤を終つて着城したが、六月五日重臣や近侍のものに兵書を講じた。今年六月十七日の條に

一於梅之間、大学之講習、小泉由己初而勤之。

御家老、御用人、麻上下着、聴聞之。

とあり儒臣小泉由己が、この日初めて儒書の講叙をした。信政は七月十五日、二十五日に講談して、八月廿七日信政は長勝寺に参詣し、堀城後小泉の講叙が行われている。

八月二日より十月六日にかけて信政は領内各地

を旅行したが、留守中

儒書(中庸) 二・九の日 小泉由己

兵書 三の日 磯谷十助

の講義が行われている。十一月廿七日再び長勝寺に参詣し、

嵯峨万仞の話 長勝寺

外道向佛 清安寺

起信論文 常源寺

の講話をき、終つて所謂入聖排被位を見學した。翌八年三月十八日参勤のため弘前を出発するに當つて、留守中と雖も、學問、武藝の出精を戒しめ、翌十九日より早速小泉の論語講釈が家老森岡主膳宅で行われ、全廿三日には

場所	定日	科目	講師
森岡主膳宅	二日・九日 十日・十九日	論語	小泉由己
大道寺隼人宅	廿二日・廿九日	全	全
全	三日・廿日	馬術	
全	六日・廿六日	兵法雄鑑	廣田孫大夫
森岡主膳宅	十六日	武教全書	全

のような時間割が発表され、午前十時までに出席することに定められた。

元禄七年には信政は自ら兵書を讀じ、従来留守中は城中講席が閉じられていたが、八年三月より留守中の講席が定められ、いよいよ藩士の教育が組織されるようになった。しかしこの年は大であり、八・九年にわたつて多額の藩士が秩禄を離れ、すでに述べたように領内復興のため藩當局は

全力を傾倒する。此時の中心人物は財津であつた。

小泉由己、奥名源春、通林由己、甲三子と号す

元禄四年九月二日 江戸において切米百俵

扶持にて召抱

五年八月十六日 信政に扈從し、初めて

弘前着

七年六月十七日 弘前城中において初めて儒書(大学)を講ず

て備書(大学)を講ず

九年八月十二日 故あつて評定所において懐を命ぜりる

て懐を命ぜりる

十一年七月七日 赦免、手当を与えられ

翌八日弘前を去る。

その後、城中講席の記事に關しては元禄十年正月十三日磯谷十助雄鑑、今年二月八日牧野伴右衛門兵書、全十三年正月廿六日磯谷十助孫子、今年十月十六日砂川惣左衛門論語講釈が見られる。この砂川は全十六年七月廿日離藩した。全十四年二月十七日信政自ら兵書を讀じたこと等が藩日記に見られるが、その講席に列するものは重臣のみの

ようである。

註③『信政公御意簡伝集』

④以下単に年月日のみの條は御國日記を不す

⑤御國日記天和二年十月二日の條

⑥全 三年正月九日の條

⑦全 元禄七年六月三日の條

⑧全 十一月廿七日の條

⑨全 八年三月十八日の條

⑩全 三月十九日の條

⑪全 三月二十三日の條

⑫拙稿「財津久右衛門について」(既出)

⑬小野慎吉「叱られた小泉由己」(『陸奥史

談』芽三輯)・弘前藩日記

⑭御國日記元禄十六年七月廿日の條

(六)

信政以前の文教に關して資料に乏しく、その左
め第一節においては津輕文教の外的刺激の概況を
述べ、第二節では信政と山鹿素行・吉川権足・全

源十郎との關係につき概観し、第三節においては
信政の兵學・神道以外の研考の有様を述べて所謂
御家流の発生起源を探つた通りである。第四節に
おいては信政の各方面における練達者の招聘の理
由と、招聘者一覽を一應作製し、重要な人物の素
願を摘挙しなが筆者の不勉強と微力のため粗雑の
謬は免れない。第五節において信政の孝問奨励の
状態と儒臣の活動を述べたが、前代に比して一般
と精彩を放っている。元禄八年の講日設定は学枝
設立の一步手前を思わしめるが、不幸元禄八年の
大凶により、一緩藩士のための城中講筵は中止さ
れ、藩の重心は領内の復興策にあり、そのため各
種の産業は興されるが、藩の財政は下降をたどる
ようである。本稿は極めて不備であるが、弘前藩
中興の祖といわれる信政の文教政策の一端を知り
うる一片ともなれば筆者の喜びである。讀者諸賢
の指正を期待してやまない。

後記

第三節以下は弘前藩日記に頁うことの多いこ
とを附記する。